

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。  
本法はSoyuzPravoInform／CIS諸国の法令([http://base.spinform.ru/show\\_doc.fwx?rgn=2364](http://base.spinform.ru/show_doc.fwx?rgn=2364))より  
ダウンロードした露文資料に基づく。

## トルクメニスタン閣僚会議法

1995年11月24日付第82-1号

(2017年1月28日付改定を含む)

### 第1章 総則

#### 第1条 トルクメニスタン政府としてのトルクメニスタン閣僚会議

トルクメニスタン閣僚会議は、トルクメニスタン政府である。閣僚会議を率いるのは、トルクメニスタン大統領である。

閣僚会議は、合議制執行行政機関であって、トルクメニスタンのすべての執行権力機関および行政機関を指揮監督し、これらの機関がおこなう活動の調和をはかる。

#### 第2条 トルクメニスタン閣僚会議の活動の基本原則

トルクメニスタン閣僚会議は、その活動において、合憲性、適法性、公開性およびトルクメニスタン大統領に対する報告義務の原則に準拠して活動する。

#### 第3条 トルクメニスタン閣僚会議の活動の法的基礎

トルクメニスタン閣僚会議の権限および活動規則並びに他の機関、組織および公務員との間の相互関係は、トルクメニスタン憲法、本法律、トルクメニスタン大統領法令その他のトルクメニスタンの法令によって定められる。

#### 第4条 トルクメニスタン閣僚会議の立法発議権

トルクメニスタンメジリス（議会）における立法発議権は、トルクメニスタン閣僚会議に属する。

### 第2章 トルクメニスタン閣僚会議の構造、構成および組閣手続

#### 第5条 トルクメニスタン閣僚会議の構造および構成

トルクメニスタン閣僚会議の構造および構成は、トルクメニスタン大統領決定によって承認される。

トルクメニスタン閣僚会議の構成には、閣僚会議副議長および大臣が含まれる。

トルクメニスタン大統領は、国家中央執行機関の長であるその他の公務員をトルクメニスタン閣僚会議の構成に含めることができる。

トルクメニスタン閣僚会議の構成に含まれる公務員は、トルクメニスタン閣僚会議の構成員である。

閣僚会議の構成の変更は、トルクメニスタン大統領が行う。

*(第5条は2000年6月15日付トルクメニスタン法32-II号および2017年1月28日付トルクメニスタン法494-V号により改定)*

#### **第6条** トルクメニスタン閣僚会議の組閣

トルクメニスタン閣僚会議の組閣は、トルクメニスタン大統領が大統領就任後1カ月以内に行う。閣僚会議副議長、大臣およびその他の行政中央機関の長たる者の任免は、トルクメニスタン大統領が行う。

ただし、トルクメニスタン検事総長、トルクメニスタン内務大臣およびトルクメニスタン法務大臣の任免は、トルクメニスタンメジリス（議会）の同意を得て行う。

*(第6条は2000年6月15日付トルクメニスタン法32-II号および2017年1月28日付トルクメニスタン法494-V号により改定)*

#### **第7条** トルクメニスタン閣僚会議の任期

トルクメニスタン閣僚会議は、トルクメニスタン大統領の任期の範囲内において活動し、新たに選出されたトルクメニスタン大統領にその権限を返上する。

#### **第8条** トルクメニスタン閣僚会議の辞職

トルクメニスタン閣僚会議の辞職の決定は、トルクメニスタン大統領が下す。

トルクメニスタン閣僚会議全体又は個別のトルクメニスタン閣僚会議構成員は、その権限の返上を願い出ることができる。この場合には、トルクメニスタン閣僚会議又は個別のトルクメニスタン閣僚会議構成員の辞職に関する問題は、トルクメニスタン大統領が決定する。

トルクメニスタン閣僚会議が辞職するときは、トルクメニスタン大統領は、新たな構成によるトルクメニスタン閣僚会議が組閣されるまでの間の職務の執行を自らの決定により従来の構成による閣僚会議に委任した上で、新たな構成によるトルクメニスタン閣僚会議を1カ月以内に組閣する。

*(第8条は2017年1月28日付トルクメニスタン法494-V号により改定)*

### **第3章 トルクメニスタン閣僚会議の権限**

#### **第9条** トルクメニスタン閣僚会議の権限

トルクメニスタン閣僚会議は、

1) トルクメニスタン憲法、トルクメニスタンの法律、トルクメニスタン大統領法令およびトルクメニスタンメジリス（議会）の法令、トルクメニスタン閣僚会議の決定ならびにトルクメニスタンが締結した国際条約の執行を組織化する。

2) 中央執行権力機関および地方執行権力機関並びに国家行政機関の活動を規範によって規制し、指揮監督する。

3) 我が国の内政・外交政策および経済的・社会的発展の基本方針に関する提案を作成し、審議のためトルクメニスタンメジリス（議会）に提出する。

4) 憲法に定める市民の権利および自由の実現と擁護、法秩序の維持、規律および組織性の強化を確保する。

5) トルクメニスタンの独立性、領土保全、国家安全保障、国防力およびトルクメニスタン国境の警備に関する施策を遂行する。

6) 我が国の経済的・社会文化的発展に関する国家行政を遂行し、鉱工業企業、農業企業、建設企業、国防関連企業、運輸交通、情報通信、その他の国営企業・組織に関する運営組織体制の問題を解決する。

7) あらゆる所有形態の合理的な組合せ、経済の脱独占化および市場関係の確立に基づく経済改革の実施を組織化する。

8) 全国的意義を有する目標プログラムを作成、採択し、その執行を確保する。

9) トルクメニスタンの国有財産を管理し、国有財産物件の民営化プログラムを作成し、その履行を監督し、投資政策を実施し、各種所有形態の企業、農民団体およびダイハン経営（家族農業経営）の発展を促進する。

10) トルクメニスタン国家予算を作成し、その執行を組織化し、通貨制度の強化、統一的な価格政策および融資政策の実施、法定賃金額および国民社会保障レベルの確保に関する施策を遂行する。

11) 国家社会政策の作成およびその実現、社会的最弱者の支援、保健制度、教育制度、文化・スポーツ制度の改善を確保する。

12) 科学技術発展、天然資源の保全と合理的利用に関する施策を遂行する。

13) 自然災害、事故および惨事に対して有効な復旧措置を講じる。

14) トルクメニスタンの対外経済政策を実施し、諸外国および国際機関との間で経済・科学技術・文化協力を行う。

15) トルクメニスタンの法令によりその管轄に分類されているその他の権限を行使する。

*(第9条は2011年3月26日付トルクメニスタン法により改定)*

## **第10条** 省その他の国家中央行政機関の指揮監督に関するトルクメニスタン閣僚会議の権限

トルクメニスタン閣僚会議は、省その他の国家中央行政機関を指揮監督し、それらの機能を調和のとれたものにする。

省その他の国家中央行政機関の設置、組織変更および廃止は、トルクメニスタン閣僚会議の提案に基づいてトルクメニスタン大統領が行う。

トルクメニスタン閣僚会議は、必要な場合には委員会、総局その他の官庁をトルクメニスタン閣僚会議内に設置する。

省その他の国家中央行政機関の権限、活動規則およびその機構の職員数は、トルクメニスタン閣僚会議の提案に基づいてトルクメニスタン大統領が定める。

## **第11条** 省その他国家中央行政機関の活動に対するトルクメニスタン閣僚会議の監督

トルクメニスタン閣僚会議は、省その他の国家中央行政機関の活動を監督する。

トルクメニスタン閣僚会議は、トルクメニスタンの法律、トルクメニスタン大統領法令およびトルクメニスタン閣僚会議法令と矛盾する省その他の国家中央行政機関の法令を廃止する権利を有する。

## 第4章 トルクメニスタン閣僚会議の活動の組織体制および規則

### 第12条 トルクメニスタン閣僚会議の会議において検討される事項

トルクメニスタン閣僚会議の会議においては、次の事項が検討される。

- ・ トルクメニスタン閣僚会議の活動プログラム
- ・ 国の国内政策活動および対外政策活動の基本方向案、トルクメニスタンおよびその個別地域の経済的・社会的発展に関するプログラム案および予測案
- ・ トルクメニスタン国家予算、ヴェラヤート（州）予算およびアシガバード市予算の準備および執行、並びに国家予算外基金の形成および利用に関する事項
- ・ 経済改革の実施、行政構造の改善に関する事項
- ・ 国有財産物件民営化プログラム案および企業活動支援プログラム案
- ・ トルクメニスタンの独立性、国家安全保障および国防力の強化に関する事項
- ・ 生産力の発展および配置、投資政策に関する事項
- ・ 市民の権利および自由の確保と擁護、所有権の保護および社会秩序の維持に関する施策
- ・ 国民生活水準の向上、賃金、社会的保護、雇用および社会保障に関する事項
- ・ 教育制度、科学技術制度、保健制度、文化制度、観光・スポーツ制度の改善に関する事項
- ・ 土地、地下資源、水資源、植物界および動物界の保全および合理的利用に関する施策
- ・ 我が国の外貨準備額、国債発行額および対内・対外国家債務の増加限度に関する事項
- ・ 価格形成、価格政策および課税に関する事項
- ・ 固定国定価格が適用される生産物、商品およびサービスの品目表
- ・ トルクメニスタン閣僚会議副議長、大臣、国家中央行政機関の長およびハキム（州・地区・市）の長から提出される、これらの者に委任された活動分野の指揮監督状況に関する報告書
- ・ トルクメニスタンの対外経済関係、政府間協定の締結に関する事項
- ・ 国家行政制度の改善に関するトルクメニスタン大統領への提案
- ・ トルクメニスタン大統領に提出されるトルクメニスタン閣僚会議報告書
- ・ 非常事態における政府の施策および行動
- ・ トルクメニスタンの法律、トルクメニスタン大統領法令、トルクメニスタン閣僚会議決議および国際条約の履行進捗状況
- ・ 全国家的意義を有するその他の事項

### 第13条 トルクメニスタン閣僚会議の会議

トルクメニスタン閣僚会議の会議は、必要に応じて、但し月に1回以上開催される。トルクメニスタン閣僚会議の会議は、トルクメニスタン大統領によって、又はその委任に基づき、トルクメニスタン閣僚会議副議長のうちの1人によって開催される。

トルクメニスタンメジリス（議会）幹部会員は、トルクメニスタン閣僚会議の会議に参加する権利を有する。

#### **第14条** トルクメニスタン閣僚会議の活動の指揮監督

トルクメニスタン閣僚会議の活動の指揮監督は、トルクメニスタン大統領が行う。

トルクメニスタン大統領は、

- ・ トルクメニスタン閣僚会議副議長の間で職務を配分する。
- ・ 閣僚会議法令に署名する。
- ・ トルクメニスタン閣僚会議又は個別のトルクメニスタン閣僚会議構成員の辞職を了承する。
- ・ トルクメニスタン閣僚会議構成員に表彰を授与し、懲戒処分を課する。

#### **第15条** トルクメニスタン閣僚会議副議長

トルクメニスタン閣僚会議副議長は、職務配分に従い、省その他の国家中央行政機関の活動を調整し、その方向付けを行い、その活動を監督するとともに、トルクメニスタン大統領命令、トルクメニスタン大統領法令、トルクメニスタン閣僚会議決定およびトルクメニスタン閣僚会議指令の履行の確保を省その他の国家中央行政機関に委任する。

トルクメニスタン閣僚会議副議長は、自らが指揮監督する活動分野の状況について個人的責任を負い、トルクメニスタン閣僚会議に提出される決議案を事前に検討する。

トルクメニスタン閣僚会議副議長は、トルクメニスタン大統領からの委任に基づき、その権限の範囲内において、履行強制力を有する指令を採択する権利を有する。

#### **第16条** 大臣その他のトルクメニスタン閣僚会議構成員

大臣その他のトルクメニスタン閣僚会議構成員は、自らに委任された活動分野の指揮監督を行い、トルクメニスタン大統領およびトルクメニスタン閣僚会議に対して報告義務を負い、その権限に属する課題の解決について個人的責任を負う。

大臣その他のトルクメニスタン閣僚会議構成員は、その権限に従い、トルクメニスタンの法律に基づいて、トルクメニスタン大統領およびトルクメニスタン閣僚会議のプログラムおよび法令を実現する。

#### **第17条** トルクメニスタン閣僚会議委員会その他の作業機関

国家行政改善および国内改革遂行の問題に関する提案の準備、トルクメニスタン閣僚会議決議案の作成およびトルクメニスタン閣僚会議からの個別の委任の履行を目的として、トルクメニスタン閣僚会議委員会その他の作業機関を設置することができる。

トルクメニスタン閣僚会議は、その権限の範囲内において、設置されるトルクメニスタン閣僚会議委員会その他の作業機関の課題、権限、活動規則および活動期間を定める。

*(第17条は2017年1月28日付トルクメニスタン法494-V号により改定)*

#### **第18条** トルクメニスタン閣僚会議決定およびトルクメニスタン閣僚会議指令

トルクメニスタン閣僚会議は、トルクメニスタン憲法に従い、その権限の範囲内において、トルクメニスタンの省庁、地方執行権力機関、企業、施設、組織、公務員および市民に対して履行強制力を有する決定を採択し、指令を発出する。

トルクメニスタン閣僚会議決定には、トルクメニスタン大統領が署名する。

実務上その他の日常的事項に関する指令には、トルクメニスタン大統領、又はその委任に基づいてトルクメニスタン閣僚会議副議長のうちの1人が署名する。

トルクメニスタン閣僚会議決定およびトルクメニスタン閣僚会議指令は、これらの法令に別段の定めがない限り、その署名日から施行される。

市民の権利および自由に関わるトルクメニスタン閣僚会議決定およびトルクメニスタン閣僚会議指令は、一般への周知のために公表された時点から施行される。

トルクメニスタン閣僚会議決定は、トルクメニスタン大統領法令・トルクメニスタン政府決議法令集において公表され、また、これを遅滞なく広範に公布することが必要な場合には、マスメディアを通じて一般に周知される。

## 第5章 トルクメニスタン閣僚会議とトルクメニスタンメジリス（議会）、 地方権力執行機関および社会団体との関係

*(第5章表題は2011年3月26日付トルクメニスタン法により改定)*

### 第19条 トルクメニスタン閣僚会議とトルクメニスタンメジリス（議会）との関係

トルクメニスタン閣僚会議は、その権限に従い、トルクメニスタン大統領法令およびトルクメニスタンメジリス（議会）の法令の執行を組織化する。

新たに組閣されたトルクメニスタン閣僚会議は、その任期を期間とする活動プログラムを審議のためトルクメニスタンメジリス（議会）に提出する。

トルクメニスタン閣僚会議は、その活動プログラムの履行進捗状況に関する報告およびプログラムにおける基本構想部分の変更に関連する問題を審議のためトルクメニスタンメジリス（議会）に提出する。

トルクメニスタン閣僚会議は、毎年、トルクメニスタン国家予算案およびトルクメニスタン国家予算執行報告書を作成し、承認のためトルクメニスタンメジリス（議会）に提出する。

トルクメニスタン閣僚会議構成員は、トルクメニスタンの法令に定める手続に従い、トルクメニスタンメジリス（議会）およびトルクメニスタンメジリス（議会）委員会の会議に出席する権利を有する。

*(第19条は2011年3月26日付トルクメニスタン法により改定)*

### 第20条 トルクメニスタンメジリス（議会）代議員の質問の審議

トルクメニスタンメジリス（議会）代議員からトルクメニスタン政府又は国家行政機関の活動に関する口頭又は書面による質問を受けたトルクメニスタン閣僚会議、大臣およびその他の国家中央行政機関の長は、代議員に対して口頭又は書面による回答を与えなければならない。

### 第21条 トルクメニスタン閣僚会議と地方執行権力との関係

トルクメニスタン閣僚会議は、その権限の範囲内において、

- ・ 地域の経済的・社会文化的発展の確保並びに全国的プログラムおよび地域間プログラム

の履行に関連する事項に関するハキム（州知事・地区長・市長）およびアルチン（ゲングシュ（小会議）の長）の活動を方向付け、調整し、監督する。

- ・ トルクメニスタン閣僚会議の決議を必要とする事項に関するヴェラヤートハキム（州知事）およびアシガバード市ハキム（市長）の提案を審議し、これらの者による国家予算、トルクメニスタン閣僚会議決定、トルクメニスタン閣僚会議指令およびトルクメニスタン閣僚会議からの委任の執行進捗状況を監督するとともに、その実施に関する地方執行権力の長から情報を聴取する権利を有する。
- ・ トルクメニスタンの法律、トルクメニスタン大統領法令およびトルクメニスタン閣僚会議決定と矛盾するヴェラヤートハキム（州知事）およびアシガバード市ハキム（市長）の決定および指令を停止し、廃止する権利を有する。

## 第22条 トルクメニスタン閣僚会議と社会団体との相互関係

トルクメニスタン閣僚会議は、その権限に含まれる事項に関し、現行法令の枠内において、政党、社会組織その他の団体との間で関係を構築する。

## 第6章 トルクメニスタン閣僚会議の活動の保障

### 第23条 トルクメニスタン閣僚会議の活動の金銭的・技術的保障（マテリアル・サポート）

トルクメニスタン閣僚会議の維持費用およびその活動の金銭的・技術的保障は、トルクメニスタンメジリス（議会）により承認されるトルクメニスタン国家予算において定められる。

トルクメニスタン閣僚会議副議長、大臣およびトルクメニスタン閣僚会議の構成に含まれるその他の公務員の給与額は、トルクメニスタン大統領が定める。

トルクメニスタン閣僚会議構成員による公務履行に必要とされる、トルクメニスタン閣僚会議構成員に対する社会生活上およびその他の支援は、トルクメニスタンの法令に基づき、トルクメニスタン閣僚会議の維持に当てられている割当額の範囲内において保障される。

*(第23条は2017年1月28日付トルクメニスタン法494-V号により改定)*

### 第24条 トルクメニスタン閣僚会議府

トルクメニスタン閣僚会議の活動は、閣僚会議府によって支援される。閣僚会議府は、分析資料、情報資料、予測資料その他の資料の準備、トルクメニスタン閣僚会議の当該の提案書、決定および指令の草案作成を行い、決定および指令の履行進捗状況の監督作業を組織する。

トルクメニスタン閣僚会議府長は、トルクメニスタン大統領が任免する。

トルクメニスタン閣僚会議府の下部機構の長は、当該トルクメニスタン閣僚会議副議長およびトルクメニスタン閣僚会議府長の提案に基づいて、トルクメニスタン大統領が任免する。

トルクメニスタン閣僚会議府の構造、職員の定員、給与額、社会生活上、物的・日常生活上の支援の条件および閣僚会議府の維持費用は、トルクメニスタン閣僚会議の維持に当

てられている割当額の範囲内において、トルクメニスタン大統領が定める。

*(第24条第5部は2011年3月26日付トルクメニスタン法により削除)*

## 第7章 最終条項

### 第25条 トルクメニスタン閣僚会議構成員に与えられる法的保障

トルクメニスタン閣僚会議構成員は、トルクメニスタン大統領の同意なしに、刑事責任を追及され、逮捕又はその他の方法で自由を剥奪され、裁判手続により課せられる行政罰処分の対象とされてはならない。

上記の者に関する刑事事件は、トルクメニスタン検事総長のみがその手続を開始することができる。

トルクメニスタン検事総長の同意なしに、トルクメニスタン閣僚会議構成員の身体検査並びにトルクメニスタン閣僚会議構成員に帰属する物品、公用又は私用の輸送用機器、職務室又は住居の検査を行ってはならない。

トルクメニスタン大統領

サパルムラト・トルクメンバシ